

## 令和4年第7回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年7月11日(月) 午後1時30分から午後2時40分
- 2 場 所 菊池市中央公民館 2階「大研修室」
- 3 出席委員 1番/笹本一人 2番/米村俊春 3番/井藤弘樹 4番/加藤浩行  
5番/川口五月 6番/丸山利明 7番/宮本洋子 8番/高山悦子  
9番/西口陽二郎 10番/高木洋一 11番/東 博己 12番/吉良至誠  
14番/坂本忠弘 15番/松岡 忠 16番/中山真由美  
17番/青木孝博 18番/森 政喜 19番/古庄正治
- 4 欠席委員 13番/徳永久美
- 5 事務局 (本 庁) 吉田 武、菊永圭一、望月睦美、近藤孝雄  
(七城分室) 近藤健志  
(旭志分室) 坂本健誠  
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 あっせん登録申出について  
議案第2号 農地法第3条許可申請について  
議案第3号 農地法第4条許可申請について  
議案第4号 農地法第5条許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について  
報 告 ①許可不要転用届出について  
②合意解約について  
③合意解約について

### 《 開 会 》

事務局長) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。「皆さん、こんにちは。」ご着席ください。

本日は、議席番号13番の徳永委員から、欠席の届出があつております。本日の会議につきましては、19名中、18名の農業委員さんの出席を頂いております。『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は

成立しております。それでは、ただ今より、『令和4年第7回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

会 長) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号16番／中山真由美委員と議席番号17番／青木孝博委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

## 《 議案審議 》

会 長) それでは、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第1号／あっせん登録申出について、ご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受候補者名簿」に登録のため、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、個人1件となっております。2ページをお開きください。「登録申出書」です。申請者の住所、氏名、経営状況、家族・職業並びに収入等、農業収入の内訳、農機具及び家畜の保有状況、あっせん希望地状況につきましては、記載のとおりでございます。今回、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転のため、あっせん登録を申出されたものです。ここで担当の松岡委員より、ご意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。以前から一生懸命農業をされていて、今回、農地購入のため、あっせん登録申出されたもので、何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議の方をよろしくお願いいたします。

会 長) ただ今、「あっせん登録申出」につきまして、事務局、担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、承認することに決定いたします。  
次に、議案第2号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局) 議案第2号／農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。  
3 ページをご覧ください。農地法第3条第1項の規定により耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては「許可指令書」を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転3件となっております。詳細につきましては、担当者より説明いたしますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 説明に入ります前に、今月の案件は農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。4 ページをご覧ください。所有権移転1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきましては、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。譲渡人の住所が泗水町、譲受人が記載してあるところに在宅されており、農地は、在宅されているところの前になります。高齢ですが、息子さんと一緒にこの農地を管理されており、今回、相互合意により売買の話が纏まったとのこと。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の2番について、説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。譲渡人は、こちらに住んでおられません。譲受人は、七城に住んでおられて、相互合意による売買です。そこには、麦と大豆を作られるとのこと。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

青木孝博委員) 17 番の青木です。7 月 7 日に推進委員と現地を確認しました。譲渡人は、1 人暮らしです。譲受人は、家族で苗木を中心に農業をされていて、今回、相互合意による売買です。また、この農地には、里芋を植付けされていて、管理されております。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 3 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。1 番の方は、息子さんが一緒に農業をされているということが前提でのお話ですか。

会 長) そのとおりです。

会 長) 他に質問等ありませんか。

坂本忠弘委員) 14 番の坂本です。2 番の方の標記で、譲渡人のところに持分 1/2、備考のところには持分 1/4 の標記があるがどのように捉えたらいいのか。

事務局) 3 名の方が所有していて、1 人が 1/2、残り二人がそれぞれ 1/4 になります。

会 長) 他に質問等ありませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第 3 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第 3 号／農地法第 4 条許可申請について、ご説明させていただきます。5 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は 3 件となっております。詳細につきましては、

担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

会 長) それでは、番号1番について説明をお願いいたします。

事務局) 6ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要については記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約1km、国道387号線から東に約10mの土地です。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地になりますので、転用は可能です。今回の申請は、道路です。

なお、既に道路が設置されていることから、始末書が添付されております。位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。7月6日に丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。ここは、現所有者の父の時に道路になったとのことで、既に道路になっております。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

会 長) 番号2番について説明をお願いいたします。

事務局) 番号2番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要については記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市七城支所から南西に約3.4km、県道37号線から西に約1kmの土地です。農地区分につきましては、農振農用地区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分がなされている農地であることから農業用施設への転用は可能です。

今回の申請は、牛舎及び付帯施設です。

なお、既に牛舎及び付帯施設が設置されていることから、始末書が添付されております。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

加藤浩行委員) 4番の加藤です。場所は、七城の蘇崎団地から約500mのところ、七城、泗水、植木の境のところになります。今回は、始末書付の申請になっており、既に牛舎、機械倉庫が建っております。申請人の父親が亡くなり、父親が昭和53年

に牛舎を建てたとのこと。これまで、酪農をされておりましたが、昨年、状況が悪くなって廃業されたとのこと。以前の転用書類も探しましたが見つからず、今回の申請になったとのこと。また、この牛舎は、別の方が改築して使用するとのこと。止むを得ないことですので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

会 長) 番号3番について説明をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。申請人、土地の所在、地目、面積、転用目的、概要については記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は、赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市泗水支所から北東に約2.7km、国道387号線から東に約700mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

今回の申請は、18戸の共同住宅です。

位置図、現況写真につきましてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7番の宮本です。場所は、菊池農業高校から北東に約300mのところ。土地の選定理由は、約1,500㎡の土地を探していたところ、この土地は、何も耕作されていなかったため申請に至ったとのこと。また、共同住宅1棟を建設とのこと。上下水道は、市の施設を利用し、雨水は、浸透枡を設置するとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりでしたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認し許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。次に、議案第4号を上程します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長) 議案第4号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。7ページをお開きください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり

申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転9件及び賃貸借権設定1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の1番と2番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 議案書の8ページをご覧ください。

所有権移転の番号1番と2番は関連する案件ですので一括して説明します。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約3.2kmの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になり原則不許可となりますが、「不許可の例外規定の集落に接続して設置される場合に該当するため」、転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 1番と2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1番の笹本です。申請人は、近くのアパートに住んでいらっしゃいますが、子どもが生まれて手狭になったため、今回の申請になったとのこと。給排水は、給水は、ボーリングでの給水、排水は、合併浄化槽を設置するとのこと。雨水もオーバーフロー分は、水路に放流とのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に3番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約2.2kmの位置にある農地です。

農地区分は、「上水道と下水道の2種類の管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に「菊之池保育園」と「たがみクリニック」がある農地であることから第3種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 3 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。譲受人は、現在、運送業をされており、その従業員の駐車場とするために申請されたものです。排水は、発生しないとのこと。何か問題等が発生した場合は、対処するとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 4 番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 番号 4 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から西南西に約 2.4km の位置にある農地です。

農地区分は、うち 3 筆は「上水道と下水道の 2 種類の管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね 500m 以内に「菊之池小学校」と「たがみクリニック」がある農地であることから第 3 種農地になりますので転用は可能です。

うち 1 筆は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 4 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

笹本一人委員) 1 番の笹本です。場所は、菊之池小学校から北側に約 50m のところ。

申請人は、現在、農機具の中古をおかれています。手狭になったことからの申請です。雨水については、浸透枿を設置するとのこと。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会長) 次に 5 番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 番号 5 番です。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所七城支所から南西に約 900m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。



位置図については、スクリーンをご覧ください。

次に、現況写真をご覧ください。

ご覧のとおり既に客土されています。

譲渡人が、農地法を理解していなかったため、客土をしたものです。

よって、始末書が添付されています。

会 長) 5 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

西口陽二郎委員) 9 番の西口です。7 月 6 日に丸山会長、推進委員、事務局で現地調査を行いました。場所は、七城運動公園サッカー場から南西に約 100m のところです。譲受人は、現在、山鹿市のアパートに住んでいて、手狭になったため個人住宅を建てられるとのこと。ただ、盛土がされておりますので始末書が添付されております。本人も転用関係を知らなかったことによるもので、本人も反省しておられます。給水は、ボーリングで、排水は、市の下水道施設を利用するとのこと。雨水は、浸透枿を設置するとのこと。また、地元、行政区からも排水同意をとられております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 6 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 議案書は、9 ページになります。番号 6 番です。

譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池農業高校から南東に約 800m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

宮本洋子委員) 7 番の宮本です。申請地は、菊池農業高校から東南に約 1km のところです。転用目的は、貸露店資材置場です。資材置場としては、問題ありません。給排水は、発生しません。雨水は、自然浸透になります。問題ないかと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に 7 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 番号 7 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、

転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した泗水東小学校から南東に約 1 km の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

なお、転用面積が、許可の一般基準の面積であります概ね 500 m<sup>2</sup>を超えていますが、転用目的欄に記載のとおり、目的が個人住宅及び事業所で、トレーラーの荷台の塗装を行うための荷台の積降や回転スペース等が必要なため、転用面積は適正と認められます。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3 番の井藤です。譲受人は、地元で塗装業をされており、家族 5 人で借家に住まわれておりますが、事業拡大に伴い個人住宅と事業所の計画があり、今回の申請となっております。給排水は、市の上下水道施設を利用とのことです。雨水は、自然浸透で、オーバーフロー分は、水路に放流とのことです。地元の区長さんからも同意書を取られております。隣接する農地の所有者にも説明されており、何ら問題はないかと思われまます。ご審議方よろしく申し上げます。

会 長) 次に 8 番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 番号 8 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した泗水西小学校から北東に約 300m の位置にある農地です。

農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第 1 種農地になりますが、不許可の例外の「集落に接続して設置される場合」に該当し転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8 番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員) 14 番の坂本です。ここは、県道熊本菊鹿線沿いで、このバイパスが作られた時に買収され、残地が三角に残ったところでありまます。以前は、野菜等作られておりましたが、ここ数年は、不動産会社が管理されておりました。譲渡人は、高齢で何もされておられません。今回、建売住宅を 2 棟、建設されるとのことです。上水道は、市の上

水道、排水は、合併浄化槽を設置され、雨水については、雨水浸透枡を設置されるということです。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

会 長)次に9番につきまして、説明をお願いします。

事務局)番号9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した泗水西小学校から南に約500mの位置にある農地です。

農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域内にある農地であることから第2種農地になりますので転用は可能です。

位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長)9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

坂本忠弘委員)14番の坂本です。この農地は、ここ数年、管理だけはされているものの、耕作はされてなくて、今回、貸し資材置場ということでの申請です。また、砂利敷で雨水も地下浸透になります。水道はありません。何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。

会 長)次に賃貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いします。

事務局)賃借権設定の番号1番です。10ページです。

貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。

スクリーンをご覧ください。

申請地は、赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所旭志支所から北に約700mの位置にある農地です。

農地区分は、農業振興地域整備計画の農用地区域の農業用施設用地であることから、農業用施設への転用は可能です。

位置図については、スクリーンをご覧ください。次に、現況写真をご覧ください。

ご覧のとおり既に牛舎が建っています。

前所有者が、長年、牛の運動場として利用しており、前所有者の事業廃止により、周辺の土地・建物を購入した貸付人が登記簿等の確認をせずに牛舎を建てました。今回、新たな牛舎建築を計画する中で、農地転用がされていないことが判明しました。

よって、始末書が添付されています。

会 長)1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

吉良至誠委員) 12 番の吉良です。譲受人は、家族を中心に繁殖牛 60 頭、育成牛 60 頭をされている農家です。今回は、牛がストレスが溜まる密飼いや飼育をさけるために、拡張するため、計画していたところ、既設の牛舎の一部が転用がなされていないことが判明したため、今回の申請になったところです。また、このようなことから、始末書が添付されております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第 5 条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

高山悦子委員) 8 番の高山です。今回、始末書添付が多いように見受けられるが、農地転用のことをあまり知られていないということですか。

事務局) 市の広報紙等で農地転用のことも周知しているところですが、まだ、徹底がなされていないところもあるようですので、今後もさらに、広報紙等で周知を図っていきたいと思います。

会 長) 他に質問等ありませんか。

坂本忠弘委員) 14 番の坂本です。2 番の譲受人で持分 1/2 となっておりますが、このような水路用地は、市に寄付するような形がいいかと思いますが。

事務局) こちらの水路については、個人の水路となっており、市に寄付するような水路ではないかと思われます。

会 長) 他にありませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので承認し、許可相当と意見決定することにご異議の無い委員さんの挙手をお願い致します。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第 5 号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第 5 号農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。11 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、

別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものであります。担当より、総括表(案)及び所有権移転・利用権設定の詳細につきまして、説明しますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について、説明をお願いいたします。

事務局) 12ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定9件、中間事業による賃借権設定が1件、所有権移転が5件となっています。所有権移転の説明を行います。14ページをお願いします。所有権移転1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松岡忠委員) 15番の松岡です。先ほどのあっせん登録申出の方で、この農地の隣の農地を所有されている方です。何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に所有権移転2番の説明をお願いいたします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。こちらは、農地中間管理機構の特例事業による売買になります。

会 長) 2番につきまして、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。所有権移転を受ける者は、新規就農者で、これまで、この農地を賃貸借されておりました。また、昨年あたりから公社を通じて、農地を購入されております。また、1人でがんばっておられる方でもあります。何ら問題ないかと思っております。ご審議方、よろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の3番について、説明をお願いいたします。

事務局) 3番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、私の担当ですので、意見を述べたいと思います。6番の丸山です。所有権を移転する者は、土地持ち非農家です。この農地は、所有の移転を受

ける者が賃貸借されていて、所有権を移転する者が今回売りたいということです。所有の移転を受ける者は、75歳ですが、認定農業者でもあり、地域のリーダーでもあります。耕作は、ゴボウを作付けしたいとのこと。何ら問題ないかと思われます。皆様方のご審議、よろしくお願いいたします。

会 長) それでは、所有権移転の4番について、説明をお願いいたします。

事務局) 4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

米村俊春委員) 2番の米村です。所有権の移転を受ける者は、花房地区で酪農をされている方で、規模拡大のための農地購入です。水稻と飼料用作物を作付けされるということです。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、所有権移転の5番について、説明をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

井藤弘樹委員) 3番の井藤です。所有権の移転を受ける者は、地元で繁殖牛と肥育牛をされておられます。規模拡大によるものです。この農地には、飼料用作物を作付けされます。何ら問題ありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転5件のほか賃貸借権設定10件です。しばらく時間をとりますので、ご確認いただきたいと思います。

(各委員議案の内容確認)

会 長) それでは、議案の確認をしていただいたと思います。何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議の無い委員さんの挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 20 ページをお開きください。報告案件は、「許可不要転用届について」、「合意解約について」の 2 件となっております。先ず、「許可不要転用届」でございます。今回は、「農業用資材置場等」 1 件で、詳細につきましては、21 ページに記載のとおりでございます。次に『合意解約』でございます。22 ページをご覧ください。今回、農地法第 18 条の規程による合意解約通知が 2 件あっており、詳細につきましては、22 ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) 只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日予定しました議案は全て終わりましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたらお受けいたします。

事務局 事務局から 1 件あります。前回総会での「その他」で、農政課の説明の中で、遊休農地の区分について、回答が不足しておりましたので、近藤アドバイザーの方から説明します。

事務局 前回の総会時に坂本委員より遊休農地についてお尋ねがあった件ですが、耕作放棄地が数年経たないと認められないということではありません。遊休農地は、荒廃の状況により区分しております。農業委員会での利用状況調査と農政課の耕作放棄地調査の 2 本だてで進めておりましたが、令和 3 年に 1 本化され、5 つに区分されております。一つ目が、「草刈り等で直ちに耕作可能となる農地」、二つ目に、「草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施等農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」、その他三つ目が、「その農業上の利用の程度が周辺の地域

における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地」、四つ目に「耕作者が不在、又は不在となることが確実な農地」、五つ目に「再生利用が困難な農地」の5つに分けられます。

会 長)他に何か質問等ありませんか。

( 質問・意見なし )

会 長)意見もないようですので、本日上程されました議案並びに報告案件について終了しました。 慎重なるご審議ありがとうございました。これをもちまして「令和4年第7回菊池市農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。



菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩